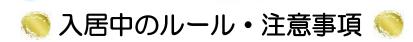
入居者だより





第8回 令和6年12月1日 発行:富山市営住宅管理事務所

電話:076-471-5291



◇◇高齢者への見守り・気配りをお願いします◇◇

市営住宅は高齢者の方だけで暮らしている世帯が多いため、安心・安全な団地づくりには、 高齢者の方へ見守り・気配りが欠かせません。

数週間の入院・帰省など住宅を15日以上不在にする際は、

『不在届』を市営住宅管理事務所まで提出ください。

急用で不在届を提出できない場合でも、市営住宅管理事務所、住宅管理人や近隣の方などに

『〇日~〇日まで留守にする予定です』とお伝えいただきますようお願いします。

誰にも知らせずに長期不在にした結果、近隣の方が心配され、

警察などへ通報されるケースが多くなっています。

◇◇ペット類の飼育の禁止について◇◇

犬・猫の飼育に関する苦情が寄せられています。市営住宅は、

「市営住宅のしおり」に記載の通り、ペットの飼育を認めておりません。

退去の指導、明渡し請求の対象となります。

入居者の中にはアレルギーをお持ちの方もおり、

アレルギーの程度によっては命の危険に関わることもあります。

飼育されている方は、早急に譲渡などの対応をしてください。

また、敷地内での野良猫、地域猫、鳥類等への餌やりも禁止です。



























◇◇バルコニーや共用スペースの整理整頓をお願いします◇◇

- 廊下や階段などの通路には、通行の妨げになるものを置かないでください。
- ・共用部分やバルコニーに物が置かれていると、緊急時の避難の妨げとなり、死亡事故の原因となります。
- ・バルコニーにある排水口周りの清掃をお願いします。配管のつまりに繋がる恐れがあるため、 目ざらなどの掃除をこまめに行い、室内・階下の漏水を防ぎましょう。

◇◇災害に備えてください◇◇

能登半島地震から、1年が経とうとしています。改めて災害対策を見直しましょう。

地震に備え家具を固定し、万が一倒れてきた場合でも、通路を塞がないような配置を考えましょう。

災害に備え、緊急時の避難場所の確認や、備蓄品・防災グッズの見直しをしましょう。

◇◇7月にご案内した収入申告書類の提出をされていない方へ◇◇

収入申告書類を未提出の方、不備書類のある方は、ご提出をお願いします。

市営住宅の家賃は、毎年入居者からの収入申告に基づいて決定することとなっています。 退職等の世帯収入の減少、出生や転出等で家族の異動があったときは、

その届出を行ってください。収入の再認定によって家賃が変更となる場合があります。

なお、収入申告書が提出されていない場合や、必要書類が不足している場合、 令和7年度の家賃は近傍同種家賃(市営住宅の家賃の上限額)となりますので 必ずご提出ください。

住みよい環境をつくるため、住宅の管理運営に、 ご協力をお願いいたします。



【富山市営住宅管理事務所】

富山市新桜町6−15 Toyama Sakuraビル2階
 ☎ 076−471−5291

【業務時間】8:30 ~ 17:15

土曜日 日曜日 祝日 年末年始を除く (※毎月第3土曜日は営業します)

この度、当管理事務所は令和6年6月24日(月)より、 新事務所へ移転しました。

場所:同建物内の右隣のテナント (旧アピアスポーツクラブの一部)

(旧) 富山市営住宅 管理事務所 管理事務所

※電話番号や住所に変更はございません。

〈夜間・休日について〉

夜間・休日の電話、窓口対応は行っておりません。

ただし、<u>「人命に関わること」</u>および<u>「甚大な漏水や停電」</u>など 緊急時に限りコールセンター(上記番号より自動転送)にて 受け付けております。

営業時間外で、修繕についてコールセンターに電話がつながりにくい時は、右記QRコードよりインターネット上から申し込むことが可能です。そのほかのお問い合わせは、業務時間内にご連絡ください。





【年末年始休業日について】

12/28 (土) ~1月5日 (日) は休業となります。 (1/6 (月) より通常営業)